

豊沢川土地改良区

創立七十周年

皆様の平素からの格別なるご高配に
らためて感謝を申し上げますとともに、
今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしく
お願い申し上げます。



式典前に上映された70年のあゆみ

当土地改良区は昭和二十四年に制定された土地改良法に基づき、「稗和西部土地改良区」の名称で昭和二十五年十二月として設立、昭和二十七年四月に「豊沢川土地改良区」と名称を変更して現在に至りますが、本年、認可設立から七十年を迎えることとなりました。令和二年九月四日、花巻温泉ホテル紅葉館において来賓、関係者約百四十名の出席のもと「豊沢川土地改良区創立七十周年記念式典」が挙行されました。

開会に先立ち、当時の新聞や写真を用いたスライドが上映され、設立以来七年のあゆみを振り返りました。



久保田泰輝理事長による式辞



祝辞を披露する小田島峰雄岩手県土地改良事業団体連合会会長



感謝状を贈呈される田中哲明花巻学童クラブ会長

高橋一水理事の開会のことばで記念式典が開会され、久保田泰輝理事長の式辞に続いて市民植樹祭などの当土地改良区事業に積極的に参加、協力している二十四の団体、企業に感謝状が贈呈されました。

来賓祝辞では十六名の来賓を代表して達増拓也岩手県知事（佐藤隆浩農林水産部長代読）、上田東一花巻市長、小田島崇衆議院議員の祝電が披露されました。

記念式典にあたって藤原崇衆議院議員、宮崎雅夫参議院議員より祝電をいただき、代表して藤原

進藤金日子参議院議員、宮崎雅夫参議院議員より祝電をいただき、代表して藤原

峰雄岩手県土地改良事業団体連合会会長の三名からご祝辞をいただきました。

崇衆議院議員の祝電が披露されました。

記念式典にあたって藤原崇衆議院議員、宮崎雅夫参議院議員より祝電をいただき、代表して藤原

峰雄岩手県土地改良事業団体連合会会長の三名からご祝辞をいただきました。

崇衆議院議員の祝電が披露されました。

准組合員制度を導入します



当土地改良区では近年の農業・農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良施設の適切な維持管理や円滑な利水調整など、業務運営の適正化を図るために、改正土地改良法に基づく准組合員の制度を導入いたします。

本制度の導入にあたっては、令和2年7月21日開催の令和2年度第1回臨時総代会において定款の一部改正を提案し、可決、令和2年9月4日に岩手県知事の認可をいただいたおります。令和3年4月1日より施行となります。

○ 繰上償還したいとき

圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

○ 水路などを使用したいとき

< 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です >

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。

○ 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事が あった場合は必ず届け出をお願いいたします。

○ 田を取得または喪失したとき、組合員の名義や住所などを変更するとき

土地改良区の地区内の土地について売買や貸し借りなどにより権利の移動があった場合は届け出をお願いいたします。

[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

○ 農地転用するとき、地区除外をするとき

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除斥されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

* 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。

* 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

< 権利義務の承継 >

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合（所有権移転、利用権設定・解約等）は、土地改良法により権利を取得した資格者に未納賦課金の納入義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。

トラブル防止のために事前にご確認をお願いいたします。

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 繰上償還したいとき

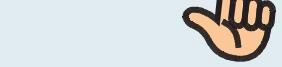
圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

○ 水路などを使用したいとき

< 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です >

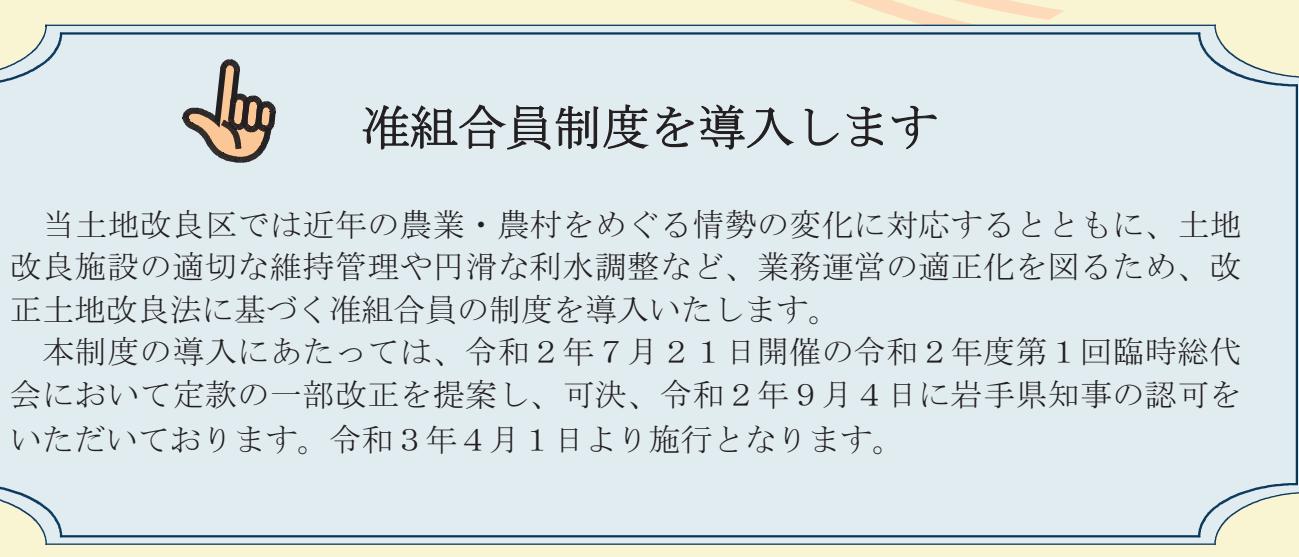
土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。



准組合員制度を導入します

当土地改良区では近年の農業・農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良施設の適切な維持管理や円滑な利水調整など、業務運営の適正化を図るために、改正土地改良法に基づく准組合員の制度を導入いたします。

本制度の導入にあたっては、令和2年7月21日開催の令和2年度第1回臨時総代会において定款の一部改正を提案し、可決、令和2年9月4日に岩手県知事の認可をいただいたおります。令和3年4月1日より施行となります。



《市民植樹祭の部》	花巻学童クラブ
《アドパート協定の部》	太田学童クラブ
花巻機械金属工業団地協同組合	湯口学童クラブ
株式会社中央コープレーション	宮野目学童クラブ
松島園管理運営協議会	藤田学童クラブ
十二丁目堰愛護組合	山下組
株式会社藤徹組	姥宿自治会
株式会社山下組	糖塚自治会
北万丁目自主防災会	飯豊二区会
株式会社たかしん興業	有限会社伊藤ブロック
株式会社ダブル&ハート	大和造園土木株式会社
株式会社戸来建設	株式会社照甲組
株式会社高龍工務店	株式会社瀧田屋
株式会社ダブル&ハート	成和建設株式会社
北万丁目自主防災会	災害対策業務協定の部
株式会社たかしん興業	農業用水利施設
有限会社伊藤ブロック	灾害対策業務協定の部
大和造園土木株式会社	成和建設株式会社
株式会社照甲組	農業用水利施設
株式会社瀧田屋	灾害対策業務協定の部
成和建設株式会社	農業用水利施設

感謝状贈呈